

「竹富町猫飼養条例改正（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）について

令和 8 年 7 月 31 日

竹 富 町 自 然 環 境 課

1 条例改正の背景

竹富町では、竹富町猫飼養条例（以下「条例」という。）を運用しているところである。

本条例では、町内で猫を飼養する者（以下「飼い主」という。）に猫の登録を義務づけているほか、加えて、西表島に住所を有する飼い主に対しては、感染症に係る検査の受検義務等の追加の規定を定めている。令和 4 年 4 月の全面施行以降、本条例に基づき運用を行っている中で、いくつか課題も見えてきたところ。

(1) 登録制度における運用の明確化

現行の登録制度では、申請があった際に町長が登録を拒否できる範囲が必ずしも明確ではない。特に、動物愛護や感染症予防の観点から「どのような場合に登録を受け付けないか」という基準をより適正化し、町長の裁量権の範囲を明確にするための見直しが必要である。

(2) 飼養状況の追跡精度の向上

現行条例においては、死亡や譲渡時のみ変更・抹消義務があるが、町内での転居など、飼養状況が変わった際の把握が困難である。町内の猫の所在をより正確に把握し、迷子猫の保護や適正管理に繋げるため、届出範囲の拡充を検討する必要がある。

(3) 「飼養」の定義の明確化

現行条例では、「室内飼養」を原則としているが、「給餌」等の行為を行っている者が「飼い主ではない（飼養していない）」と主張した場合、条例の適用が困難になるケースがある。実態に即した適正な飼養管理が行われるよう、「飼養」の定義を見直し、現場における指導の実効性を高めることを目的としている。

また、本条例は附則において施行後おおむね 3 年以内の見直しが規定されている。令和 8 年 4 月をもって本条例は施行から 3 年を経過しており、施行後の運用状況等を踏まえて必要な見直しを図る必要がある。

以上のことから、竹富町猫飼養条例の改正を行うもの。

2 改正（案）の主なポイント

(1) 第 1 条（目的）関係

表現の統一、西表島の世界自然遺産登録に伴う時点修正、西表島以外の島における自然環境保全上の観点からのニーズ拡大可能性等を踏まえ、規定ぶりを整理。

(2) 第 4 条（所有者又は占有者の責務）関係

現行条例では「猫を所有する者の責務」として規定されているが、所有を否定する者が適正飼養の考え方とは乖離した行為を行っている事例が存在することから、「所有者又は占有者の責務」として、適用範囲を拡大。

(3) 第 5 条（所有者による届出）～第 7 条（登録内容の変更等）関係

西表島以外における手続きを「届出」として整理するとともに、変更の届出対象を「届出事

項を変更する場合」に拡大。

(4) 第 8 条（飼い主の遵守事項）関係

現行条例の規定を基本とし、複数の条に分割して記載されていた義務賦課規定を整理。あわせて、現行条例では努力義務となっていた室内飼養を義務化。また、第 10 条において準用規定を設けることで、猫の所有者のみならず占有者に対しても義務を課す。

(5) 第 11 条（所有者に係る許可）～第 13 条（許可の変更等）関係

西表島における手続きを「許可」として整理する。あわせて審査基準を整備し、これまで別条で規定していた義務規定を審査基準に移行。従来の義務規定を満たしていない者に対しては、そもそも許可を行わないという運用を想定する。

また、あわせて規制対象を「島民が猫を所有しようとするとき」「猫を所有する者が島内に居住しようとするとき」「法人が猫を所有しようとするとき」「猫を所有する法人が島内で猫を飼養又は保管しようとするとき」の 4 パターンに整理し明確化。

(6) 第 14 条（許可の失効）関係～第 15 条（許可の取り消し）関係

許可制とすることに伴い、許可の失効に関する規定を明確化。あわせて、第 14 条の規定を適切に履行していない者に対する許可の取消権限を町長に付与し、現行条例の「実態にそぐわない登録の抹消が困難」という課題に対応する。

(7) 第 16 条（西表島等における飼い主の遵守事項）関係

感染症に係る予防接種について、定期接種を義務化する。

(8) 第 18 条（持ち込み許可）～第 20 条（違反持ち込みに対する措置命令）関係

所有許可に基づくもの以外による西表島への持ち込みを「許可」として整理する。許可の余地は、公益上の必要性がある場合に限る。

(9) 第 21 条（屋外給餌等の禁止）関係

現行条例ではみだりな屋外給餌等の禁止となっているところを、原則禁止、ただし一定の方法において行う場合はこの限りでないという規定に整理。将来的な所有者不明猫ゼロに向けて、段階的に屋外給餌等についても整理を行っていくことを想定する。

(10) 第 24 条（竹富町猫飼養条例推進委員会の設置）関係

現行条例では「第三者委員会」との記載になっているところ、竹富町猫飼養条例推進委員会と明記。

(11) 第 25 条（報告徴収及び立入検査）関係

飼養状況等に関する情報の円滑な関係者共有に資することを意図し、報告徴収の対象として獣医師及び愛玩動物看護師を明記。

4 意見提出手続

(1) 問合せ先

竹富町役場自然環境課

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL 0980-83-1306

(2) 意見募集対象

別紙 竹富町猫飼養条例改正（案）

(3) 資料の入手方法

ア 竹富町ホームページ (<https://www.town.taketomi.lg.jp>) への掲載

イ 竹富町役場自然環境課（（１）問合せ先）での配布・閲覧

（４） 意見提出期間

令和８年７月３１日（金）から令和８年８月２９日（土）まで

※郵送の場合は締切日必着

（５） 意見提出方法

ア 郵送の場合：以下の宛先に締切日必着にて提出

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1 竹富町役場自然環境課 宛て

イ FAX の場合：0980-82-6199

ウ 意見提出フォームの場合：<https://logoform.jp/form/JFb9/1707356>

※上記 URL にアクセスいただくと、意見提出フォームが表示されます。意見の内容を含む必要事項を所定のフォームに記入ください。

エ 持参の場合：竹富町役場自然環境課又は出張所に提出

（６） 意見提出に関する共通注意事項

ア 意見提出フォーム以外の場合、件名に必ず、「竹富町猫飼養条例改正（案）への意見」と御記入ください。

イ 本文の様式は問いません。

ウ 意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・メールアドレス等を御記入ください。頂きました意見の内容は住所、氏名、電話番号・メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。

エ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。

オ 意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

カ 意見に住所、氏名の記載の無いものは無効とさせていただきます。

キ 電話での意見は受けかねますので御了承ください。

５ 提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

６ 今後の主なスケジュール（予定）

令和８年９月上旬 提出された意見を取りまとめた上、公表

令和８年９月下旬 令和８年第４回竹富町議会（９月定例会）へ上程

【問合せ先】

竹富町役場自然環境課

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL：0980-83-1306（直通）

E-mail：shizenkankyoka@town.taketomi.okinawa.jp